

## 県民所得，行財政

県民所得は県経済を所得の形で示したもので，県経済力の高低，発展の度合，所得分布状況ならびに，県民の生活水準等を知ることができる。昭和33年の県民所得は1 778億円の前年に比し，5.6%増加し，産業別では第1次産業488億円，第2次産業では336億円，第3次産業では686億円であり，これを県就業者（15才以上で働いているもの）1人当たりの所得で見ると第2次産業255千円，第3次産業241千円，第1次産業88千円となり，高度の産業ほど所得が大である。また県人口1人当たり所得は79千円で，国民所得による全国民1人当たり所得9万円より低い。これは就業者の産業構造が所得の低い第一次産業（農林水産業）に過半を占められているためである。

財政では昭和22年に地方自治法が施行され，地方分権制度が打ち立てられ，さらに自治体の行政向上の一端として，地方税法が改められ独立税を中心とし，また続いてシャープ勧告に基き府県税と市町村税の分離独立によつて財源の強化に努めた。

しかしながら，地方財政の実情と国の地方財政計画とが遊離したことが原因で地方財政は赤字に追い込まれるにいたり，本県も昭和31年度より，地方財政再建特別措置法の適用をうけ赤字の解消に努力し，現在では税収入等の伸びに従つて好転しつつある。昭和33年度の県財政状況を県決算で見ると，収入は167億円で，自主財源が42.1%，国からの依存財源が57.9%で依存財源の占める割合が多くなつている。また支出は161億円で教育費が40.6%，土木費17.1%，産業経済費12.1%が主なものである。また，市町村財政の財源をみると，自主財源66.8%，依存財源33.2%の割合となつている。